第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

二　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　東日本大震災により被害を受けた食品製造事業者等（法別表第一第十二号の中欄に掲げる者であって、中小企業者等を除いたものをいう。以下同じ。）

四　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している食品製造事業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

五　東日本大震災により被害を受けた中堅企業等（中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって同号ヌに掲げる者（同欄に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。）、大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）並びにこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）

六　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

七　前二号に掲げる者に対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体（投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員から成る組合をいう。）その他これに準ずる事業体であって、かつ、当該組合又は事業体が行う出資並びに資金の拠出及び貸付けの適切性及び公正性を確保するための措置が講じられているものに限る。以下同じ。）

八　東日本大震災により被害を受け、又は東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる関連事業者（下請け事業者、主要取引先又はその他の関連事業者をいう。以下同じ。）に対して資金融通を行う大企業（当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的としている金融会社を含む。次条第九項において同じ。）

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第四条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、前条第一号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関（同項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

5　前条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

6　前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

二　当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

7　第五項に規定する特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　他の金融機関等と協調して特定資金の貸付け等を行う場合に限り特定資金の貸付けを行うものであること。

二　極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年をそれぞれ超えないこと。ただし、公庫からのツーステップ・ローンによる信用供与を受けることができるのは、第二条に規定する実施期間内に限る。

8　第五項に規定する特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

9　前条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第五条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補塡をいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第三条第一号に掲げる者（特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。以下同じ。）に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等（第八項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　第三条第二号に掲げる者（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等（第八項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に掲げるものを除く。）を合計して、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。